

自治体こども計画策定のためのガイドライン

第1章 自治体こども計画の概要と目的

1-1 自治体こども計画の概要

こども基本法第10条（都道府県こども計画等）において、都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成すること、また、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

都道府県こども計画および市町村こども計画（以下、自治体こども計画）は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画および市町村計画と一体のものとして作成することができるとされています。

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画および市町村子ども・若者計画
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画および市町村計画
- その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
（例）
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
 - 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

このような既存の法令と一体のものとして自治体こども計画を作成することにより、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待されています。他方、地域の実情に応じて個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画をこども計画と位置付けることも可能です。

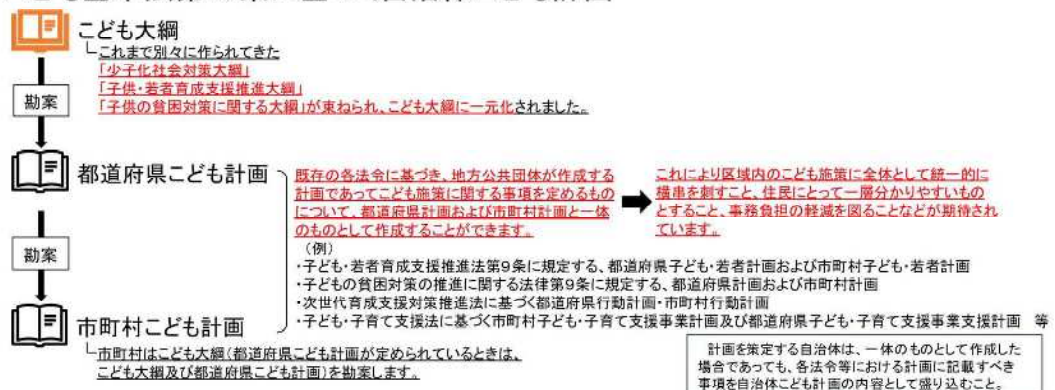
また、都道府県こども計画及び市町村こども計画は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、法第9条第3項において、

・ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

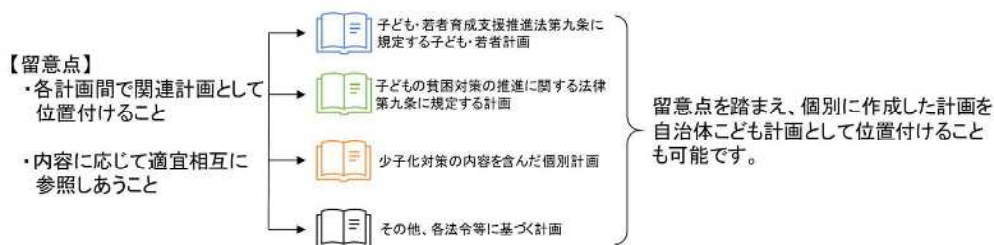
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

を含むものでなければならないとされており、したがって、こども大綱を勘案して作成する自治体こども計画にも、これらに相当する内容が含まれるものと解されていることから、これらを計画の内容に盛り込むことが求められています。

●こども基本法第10条に基づく自治体こども計画



●既存の各法令に基づく計画を個別に作成する場合で、自治体こども計画として位置づけが可能な場合



自治体こども計画の策定にあたっては、こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえた実効性のある計画とするために、**計画の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させる**ことが必要です。これにより、こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす機会となり自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。

令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」では、地方公共団体の推進体制等において「こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。」とされています。地方自治体としても国が示したこどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点等の内容について理解するとともに、自治体こども計画に方針や施策を位置づけ、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

また、同日に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」においても、地方公共団体は、こども基本法や本ビジョンを踏まえ、関係機関の相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える施策を進める重要な役割が求められており、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

1-2 自治体こども計画の目的

自治体こども計画は、こども大綱を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映し作成するものです。地域が抱える課題やそのほかこども施策を取り巻く状況はさまざまであるため、状況に応じた目的設定をすることが期待されます。こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、それぞれの自治体が、こども大綱を勘案した自治体こども計画を策定することで「こどもまんなか社会」の実現につながります。

★こどもまんなか社会★

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

このような、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことが、自治体こども計画の目的と考えられます。

こどもまんなか社会とは具体的に以下のことを指します。

- 全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら
 - 心身ともに健やかに成長することができます。
 - 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができます。
 - 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができます。
 - 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができます。
 - 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができます。
 - 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できます。
 - 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができます。
 - 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、

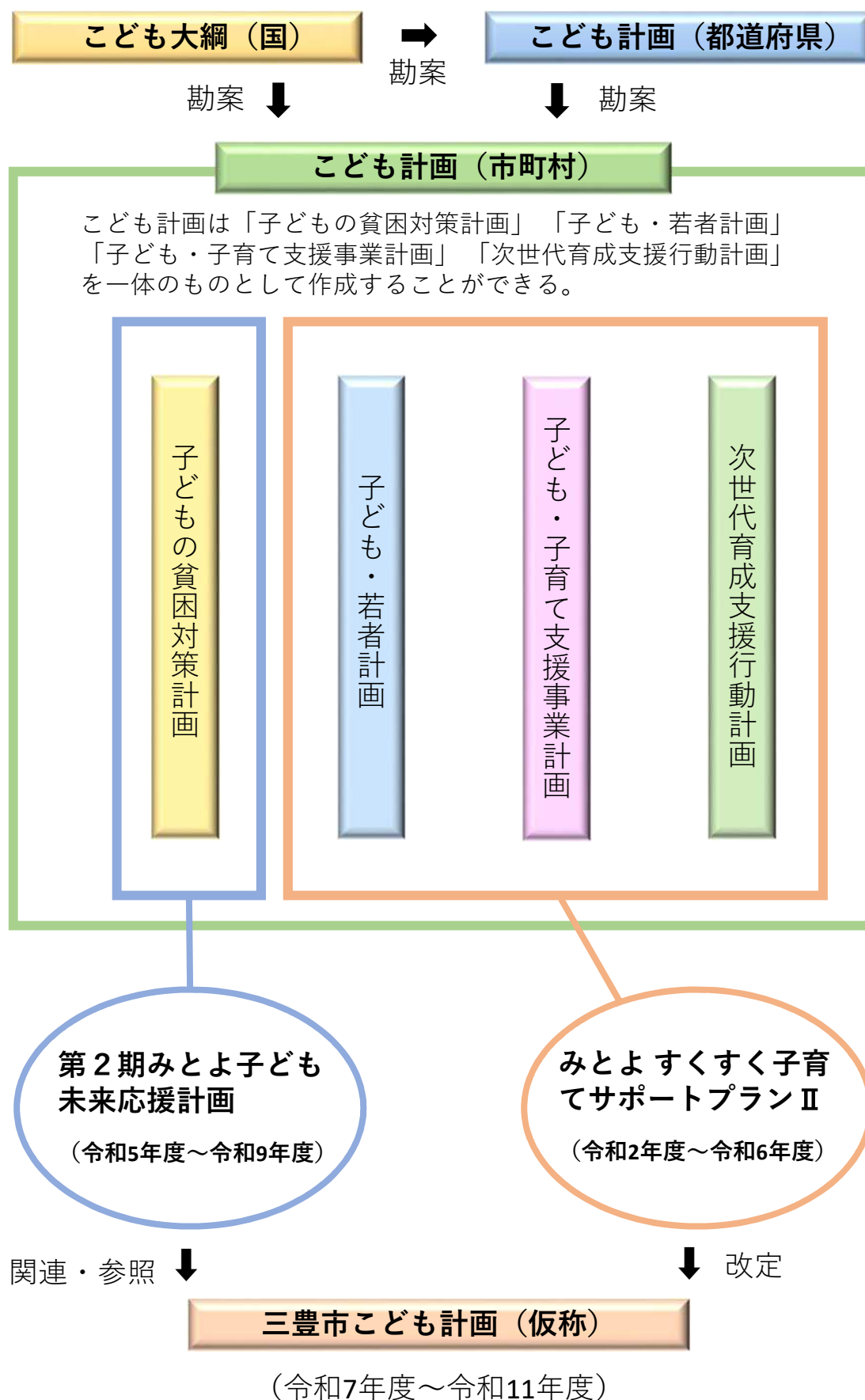
災害・事故 などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができます。

- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができます。

- 20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができます。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができます。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができます。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができます。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができます。

三豊市こども計画（仮称）の策定について



「三豊市こども計画」(仮称)業務運営計画

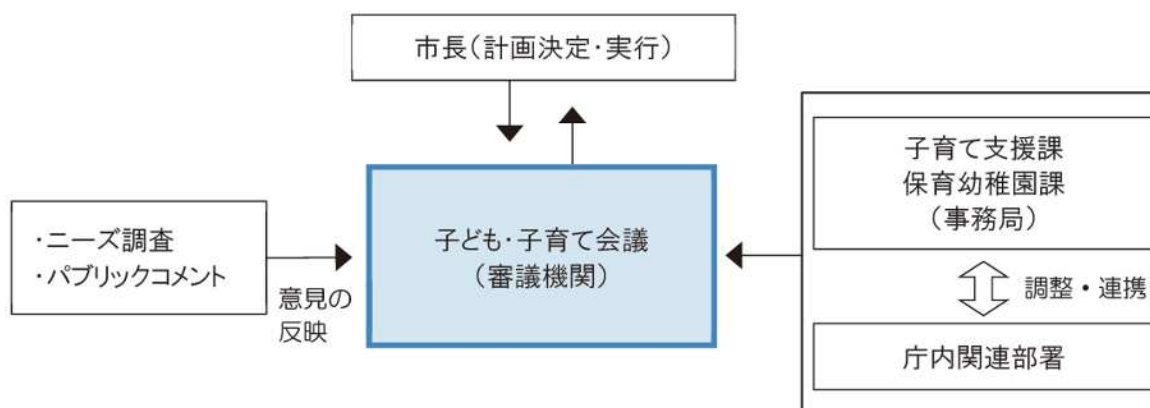
令和 6 年 6 月 4 日第 34 回会議資料

1 計画の要旨

- 市は、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 10 条の規定に基づき、「三豊市こども計画」（以下、本計画という。）を策定する。
- 本計画は、関連 4 法及び国の基本指針に即し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び子ども・子育て支援業務の円滑な実施に関する計画とする。
- 「みとよすくすく子育てサポートプランⅡ」が令和 6 年度に完了年度を迎えるため、同計画の内容を精査し、本計画に包含する。
- 子どもの貧困対策の推進にかかる「第 2 期みとよ子ども未来応援計画」と整合性をとる。
- 市における本計画の位置付けは、市総合計画の分野計画であり、関連する市の保健・医療・福祉・教育分野の計画及び方針との整合を図ったものとする。
- 計画期間は、令和 7 年度～11 年度の 5 年間とする。

2 計画の策定体制

- 三豊市は、子ども・子育て会議の意見を踏まえ、計画を決定する。
- 子ども・子育て会議は、計画策定（改定）とともに、施設利用定員の設定のほか、計画の推進にかかる調査及び審議を行う。運営事務は担当課が行う。
- 計画策定（改定）及び事業実施にあたっては、市民（保護者等）、関係団体、事業者等の関係者からの意見を聴くものとする。



3 計画策定にかかるスケジュール(案)

(1)子ども・子育て会議

	開催時期	内容(予定)
第 34 回	6 月 4 日 (火) 11 時～12 時 (開催済み)	1 委員紹介 2 策定方針について 3 業務運営計画について
第 35 回	8 月 1 日 (木) 10 時～12 時	1 「みとよすくすく子育てサポートプランⅡ」 達成状況について 2 アンケート調査(案)の検討
第 36 回	10 月下旬	1 アンケート調査結果報告 2 計画骨子案検討
第 37 回	12 月中旬	1 「量の見込み」推計・目標数値検討 2 計画素案検討 3 パブリックコメント実施要項
第 38 回	2 月下旬	1 パブリックコメント結果報告 2 計画原案決定

(2)策定業務

	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
子ども・子育て 会議	34回		35回		36回		37回		38回	
保護者 アンケート調査		調査票 設計	実施	集計	結果 まとめ	報告書				
こども・若者 アンケート調査				実施 集計						
現行計画評価		評価	課題 抽出	取組 検討						
「量の見込み」 推計			※国ワークシート (11 月提示予定)			作成				
計画策定					骨子 案	修正	素案	修正	原案	公表
パブリック コメント							準備	実施	公表	

4 アンケート調査実施概要(案)

① 保護者アンケート調査

調査目的	計画策定に向けた基礎資料とするため、就学前・就学後の教育・保育、地域子育て支援事業などの子育て支援サービスに関する実態や要望等について把握する。
対象者	① 就学前児童の保護者 約 1,500 人（全数） ② 小学生児童の保護者 約 1,400 人（全数） ※1 世帯に①と②が両方配付されないよう配慮する。 重複する世帯は①就学前児童を優先する。
実施方法	郵送配付・郵送回収（WEB 調査併用）
回収率（見込み）	65%

② こども・若者アンケート調査

調査目的	計画策定に向けた基礎資料とするため、こどもや若者の状況や要望について把握する。
対象者	16 歳～39 歳のこども・若者 3,000 人（抽出） ※居住地区、年齢を考慮して住民基本台帳より無作為抽出する。
実施方法	郵送（ハガキ）配付・WEB 回答（WEB 調査）
回収率（見込み）	40%